別表の二の（一）中「だちょう目」を「ひくいどり目」に改め、同表の二の（二）のコンドル科の項及びたか科の項を次のように改める。

コンドル科	ギュンノギュプス・カリフォルニアヌス（カリフォルニアコンドル） サルコランフス・パパ（トキイロコンドル） ヴルトゥル・グリュフス（コンドル）
たか科	アエギュピウス・モナクス（クロハゲワシ） アクイラ・アウダクス（オナガイヌワシ） アクイラ・クリュサエトス（イヌワシ） アクイラ・ファスキアタ（ボネリークマタカ） アクイラ・ニパレンスィス（ソウゲンワシ） アクイラ・スピロガステル（モモジロクマタカ） アクイラ・ヴェルレアウクスィイ（コシジロイヌワシ） ギュパエトゥス・バルバトゥス（ヒゲワシ） ギュプス・アフリカヌス（コシジロハゲワシ） ギュプス・ルエペルリイ（マダラハゲワシ） ハリアエエトゥス・アルビキルラ（オジロワシ） ハリアエエトゥス・レウコケファルス（ハクトウワシ） ハリアエエトゥス・ペラギクス（オオワシ） ハリアエエトゥス・ヴォキフェル（サンショクウミワシ） ハルピア・ハルピュヤ（オウギワシ） ハルピュオプスィス・ノヴァエグイネアエ（パプアオウギワシ） モルフヌス・グイアネンスィス（ヒメオウギワシ） ニサエトゥス・ニパレンスィス（クマタカ） ピテコファガ・イェフェリュイ（フィリピンワシ） ポレマエトゥス・ベルリコスス（ゴマバラワシ） ステファノアエトゥス・コロナトゥス（カンムリクマタカ） トルゴス・トラケリオトス（ミミヒダハゲワシ）

別表の三の（二）のおおとかげ科の項を次のように改める。

おおとかげ科	ヴァラヌス・コモドエンスィス（コモドオオトカゲ） ヴァラヌス・サルヴァドリイ（ハナブトオオトカゲ）

別表の三の（二）のおおとかげ科の項の次に次のように加える。

にしきへび科	モレリア・アメティスティヌス（アメジストニシキヘビ） モレリア・キングホルニ（オーストラリアヤブニシキヘビ） ピュトン・モルルス（インドニシキヘビ） ピュトン・レティクラトゥス（アミメニシキヘビ） ピュトン・セバエ（アフリカニシキヘビ）

別表の三の（二）のボア科の項及びなみへび科の項を次のように改める。

ボア科	ボア・コンストリクトル（ボアコンストリクター） エウネクテス・ムリヌス（オオアナコンダ）
なみへび科	ディスフォリドゥス属（ブームスラング属）全種 ラブドフィス属（ヤマカガシ属）全種 タキュメニス属全種 テロトルニス属（アフリカツルヘビ属）全種

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年二月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十五年九月一日）から施行する。

（犬猫等販売業に関する経過措置）

第二条　改正法の施行前にした改正法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（次条第一項において「旧法」という。）第十条第二項の規定による登録の申請に基づき改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項の登録を受けた者（同条第三項に規定する犬猫等販売業を営もうとする者として当該登録を受けた者に限る。）は、当該登録の日から起算して三月以内に、環境省令で定めるところにより、同条第三項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、その長。次条第三項において同じ。）に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出は、新法第十四条第一項の規定によりされたものとみなして、同条第四項の規定を適用する。

3　第一項の規定に違反した者は、新法第十四条第一項の規定に違反した者とみなして、新法第十九条第一項第六号の規定を適用する。

（特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置）

第三条　改正法の施行前に旧法第二十六条第一項の許可（旧法第二十八条第一項の規定による変更の許可を含む。）の申請をした者の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

2　アクイラ・ファスキアタ（ボネリークマタカ）、アクイラ・ニパレンスィス（ソウゲンワシ）、アクイラ・スピロガステル（モモジロクマタカ）、ハリアエエトゥス・ヴォキフェル（サンショクウミワシ）及びニサエトゥス・ニパレンスィス（クマタカ）についての新法第二十六条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3　都道府県知事は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第二十六条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第四条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第八号ロ中「第三十五条第一項に規定する」を「第三十五条第一項本文の規定による」に改める。

環境大臣　石原　伸晃

内閣総理大臣　安倍　晋三